

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月28日

佐賀県教育委員会委員長 牟田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第 6 号

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県立中学校の通学区域に関する規則（平成18年佐賀県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（入学の志願等）</p> <p>第3条 中学校に入学（転入学を含む。以下同じ。）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の中学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。</p> <p><u>2 中学校に入学しようとする者又は在学する者及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、佐賀県教育委員会の許可を得て、中学校に志願し、又は在学することができる。</u></p>	<p>（入学の志願等）</p> <p>第3条 中学校に入学（転入学を含む。<u>次条第3項において同じ。</u>）しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者（親権を行う者又は未成年後見人若しくはこれに準ずる者として佐賀県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が認める者をいう。以下同じ。）の住所の存する市町の属する学区（以下「所属学区」という。）内の中学校にそれぞれ志願し、又は在学しなければならない。</p> <p><u>（入学の志願の特例）</u></p> <p><u>第3条の2 中学校に入学しようとする者は、入学しようとする中学校の学校長が認めるときは、前条の規定にかかわらず、所属学区外の中学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該中学校の募集定員の数の100分の20を超えないものとする。</u></p> <p><u>2 前項後段の規定は、中学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島及び小川</u></p>

改正前	改正後				
<p>(所属学区の変更)</p> <p>第4条 中学校に入学しようとする者又は在学する者で、やむを得ない事情のあるものは、<u>佐賀県教育委員会の許可を得て、所属学区を変更することができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>中学校の第1学年に入学しようとする者は、当分の間、第3条第1項の規定にかかわらず、所属学区以外の学区内の中学校に志願することができる。この場合において、入学を許可される者の数は、当該中学校の募集定員の数の100分の20を超えないものとする。</u></p> <p>4 <u>中学校に入学しようとする者で、本人及びその保護者の住所が、次の表の左欄に掲げる区域に存するものは、当分の間、第3条第1項、第4条及び前項の規定にかかわらず、その所属学区内の中学校のほか、それぞれ同表の右欄に掲げる中学校を志願することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="235 1273 1099 1361"> <tr> <td>神崎市千代田町</td> <td>佐賀県立致遠館中学校</td> </tr> <tr> <td>唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島</td> <td>佐賀県立致遠館中学校</td> </tr> </table>	神崎市千代田町	佐賀県立致遠館中学校	唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島	佐賀県立致遠館中学校	<p><u>島の区域に存するものが、東部学区内の中学校に志願するときは、適用しない。</u></p> <p>3 <u>中学校に入学しようとする者又は在学する者は、本人及びその保護者の住所が県内に存しない場合において、やむを得ない事情のあるときは、前条の規定にかかわらず、中学校に志願し、又は在学することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(所属学区の変更)</p> <p>第4条 中学校に入学しようとする者又は在学する者は、やむを得ない事情のあるときは、<u>所属学区を変更することができる。ただし、入学しようとする者にあつては、志願する前に、佐賀県教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p>
神崎市千代田町	佐賀県立致遠館中学校				
唐津市向島、馬渡島、加唐島、松島	佐賀県立致遠館中学校				

改正前			改正後		
	及び小川島	佐賀県立香楠中学校 佐賀県立武雄青陵中学校			
	佐賀市（旧三瀬村の区域に限る。）	佐賀県立香楠中学校			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
学区	区域	学区内の中学校	学区	区域	学区内の中学校
東部	鳥栖市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀県立香楠中学校	東部学区	佐賀市、鳥栖市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町	佐賀県立致遠館中学校 佐賀県立香楠中学校
中部	佐賀市、多久市及び小城市	佐賀県立致遠館中学校			
北部	唐津市及び玄海町	佐賀県立唐津東中学校	西部学区	唐津市、伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町	佐賀県立唐津東中学校 佐賀県立武雄青陵中学校
西部	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町及び太良町	佐賀県立武雄青陵中学校			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県立中学校の通学区域に関する規則第3条、第3条の2第1項及び第2項並びに別表の規定は、平成28年4月1日以後に佐賀県立中学校に入学しようとする者から適用する。